

昭和五十一年通商産業省令第二十六号

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則
石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、石油備蓄法施行規則を次のように制定する。

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 石油の備蓄
第一節 石油備蓄目標(第六条)

第二節 石油ガス以外の石油の備蓄(第七条―第十九条)

第三節 石油ガスの備蓄(第二十条―第二十六条)

第三章 災害時石油供給連携計画の届出等(第二十六条の二―第二十六条の九)

第四章 石油輸入業の登録等
第一節 石油輸入業の登録(第二十七条―第三十一条)

第二節 石油精製業等の届出(第三十二条―第三十四条)

第五章 国家備蓄石油(第三十四条の二)

第六章 勧告等(第三十四条の三―第三十四条の五)

第七章 雑則(第三十五条―第四十八条)

附則
第一章 総則
(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(指定石油製品)

第二条 法第二条第二項の経済産業省令で定める炭化水素油は、揮発油、灯油(ジェット燃料油を含む)、軽油及び重油とする。

(特定設備)

第三条 法第二条第四項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

1日の処理能力(キロリットル) 110,001
9×R²

Rは、蒸留塔の、その中心線に垂直な面に属する内径のうち最大のものをセンチメートルで表した数値とする。

2 法第二条第四項の石油精製の用に供する設備であつて経済産業省令で定めるものは、石油改質設備及び石油分解設備であつて、次の各号に掲げるものの以外のものとする。

一 試験研究用のもの
二 改質油の全部が芳香族系炭化水素を抽出するための設備に直結する導管を通じて送油され、その大部分が芳香族系炭化水素として抽出されるもの(石油販売業者)

第四条 法第二条第六項の経済産業省令で定める規模は、次のとおりとする。

一 原油又は指定石油製品の販売を行う事業にあつては、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第九条の四に規定する指定数量

二 石油ガスの販売を行う事業にあつては、使用するタンクの容量が五トン

三 前二号に掲げるもののほか、当該年度の販売予定量又は前年度の販売量のいずれか大きい数量が次に掲げる数量

イ 原油にあつては、千キロリットル
ロ 揮発油にあつては、二千四百キロリットル

ハ 灯油にあつては、六十キロリットル
ニ 軽油にあつては、千八百キロリットル
ホ 重油にあつては、百二十キロリットル
ヘ 石油ガスにあつては、三百六十トン

(特定石油販売業者)

第五条 法第二条第七項の経済産業省令で定める石油の年間の販売量は、二百五十万キロリットルとする。

2 法第二条第七項の経済産業省令で定める密接な関係は、当該石油販売業者が石油精製業者の発行済株式の総数又は出資の総額(以下この条において「発行済株式等」という。)の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額(以下この条において「株式等」という。)を直接又は間接に保有している関係をいう。

3 前項の場合において、当該石油販売業者が石油精製業者の発行済株式等の百分の五十以上の株式等を直接又は間接に保有しているかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該石油販売業者が所有(自己の名義をもつてするものに限る。以下この項において同じ。)する当該石油精製業者の株式等が当該石油精製業者の発行済株式等のうちに占める割合

二 出資関連法人(当該石油精製業者の株主等(株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。)で

ある法人であつて、その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が次に掲げる法人により所有されているものをいう。以下この号において同じ。)が所有する当該石油精製業者の株式等が当該石油精製業者の発行済株式等のうちに占める割合(当該出資関連法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合)

イ 当該石油販売業者
ロ その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が次に掲げる法人により所有されている法人

(1) 当該石油販売業者
(2) その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が当該石油販売業者により所有されている法人

第二章 石油の備蓄
第一節 石油備蓄目標

(石油備蓄目標)

第六条 法第四条第一項の石油備蓄目標は、毎年度の開始後遅滞なく定めるものとする。ただし、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため、当該年度の開始後遅滞なく、当該年度以降の五年間についての同条第二項各号に掲げる事項を定めることが困難であるときは、この限りでない。

第二節 石油ガス以外の石油の備蓄
(石油精製業者等)

第七条 法第五条第一項の石油精製業者、特定石油販売業者又は石油輸入業者のうち経済産業省令で定めるものは、それぞれ次のとおりとする。

一 石油精製業者 届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の生産量が十万キロリットル以上であるもの

二 特定石油販売業者 届出月の直前の十二箇月の石油の販売量が二百五十万キロリットル以上であるもの

三 石油輸入業者 届出月の直前の十二箇月の石油の輸入実績を有するもの。この場合において、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一項第三号に規定する外国貨物である指定石油製品であつて、同法第二十九条に規定する保税地域から本邦と外国との間を往來する船舶又は航空機の燃料として当該船舶又は航空機に積み込むことを目的として

代金の全部について決済を要しない貨物として輸入したもの(以下「特定石油製品」という。)の数量及び潤滑油、石油コークス、石油ろう等(以下「潤滑油等」という。)の製造の事業を行う者(以下「潤滑油等製造業者」という。)で石油精製業者以外のものの潤滑油等の製造のための原料として輸入した石油の数量は、届出月の直前の十二箇月の石油の輸入量に算入しないものとする。

四 前三号に掲げるもののほか、過去前三号のいずれかに該当したものであつて、届出月の前月に保有すべき石油の量が法第五条第一項の規定により算定されているもの

(石油基準備蓄量の届出)

第八条 法第五条第一項の規定による届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出しなければならない。

2 法第五条第一項の経済産業省令で定める事項は、石油精製業者にあつては第一号から第十号までに掲げる事項、特定石油販売業者にあつては第一号から第五号まで及び第八号から第十号までに掲げる事項、石油輸入業者にあつては第一号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに掲げる事項とする。

一 届出月の前月の指定石油製品の生産量(石油精製業者等の委託を受けて製造した指定石油製品の数量を除き、他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。)から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 国産原油を原料として届出月の前月中に製造した指定石油製品の数量

ロ 購入した指定石油製品を原料として届出月の前月中に製造した指定石油製品の数量

ハ その工場において燃料用、洗じよう用途の他これらに準ずる用途に供するため届出月の前月中に消費した指定石油製品の数量

ニ 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち輸出し、又は輸出することを目的として販売したものの数量を合計した数量

ホ 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量

へ 届出月の前月中に製造した指定石油製品であつて潤滑油等の製造のための原料として使用したもののうち製造した潤滑油等の数量に相当する原料として使用したものの数量及び当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの数量

ト 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち石油化学製品（アンモニアを含む。以下同じ。）の製造の事業を行う者（以下「石油化学製品製造業者」という。）に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

チ 届出月の前月中に製造した指定石油製品であつて石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油のうち製造した石油化学製品の数量に相当する原料として使用したものの数量並びに当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの数量

リ 指定石油製品以外の物品の製造工程において届出月の前月中に副生された指定石油製品の数量（潤滑油等又は石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量（石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量）について、当該石油化学製品の製造のための原料として使用した原油（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十条の四第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。）、ナフサ、灯油及び軽油の数量に相当するものの数量に限る。）を除く。）

二 特定の石油精製業者から継続的に購入した指定石油製品のうち当該石油精製業者が製造したもの（以下「特定生産製品」という。）を届出月の前月中に販売したものの数量に、特定生産製品のうち指定石油製品及び脱硫用酸素等以外の物品の製造のための原料として届出月の前月中に使用した指定石油製品の数

量（当該物品の製造工程において指定石油製品が副生された場合にあつては、当該副生された指定石油製品の数量を控除した数量。以下「特定生産使用量」という。）を加算した数量（以下「特定生産販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 特定生産販売等量のうち国産原油を原料として製造された指定石油製品の数量に相当する数量

ロ 特定生産販売等量のうち輸出货量と輸出を目的として販売した指定石油製品の数量とを合計した数量

ハ 特定生産販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量

ニ 特定生産販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ホ 特定生産販売等量のうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ヘ 特定生産販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ト 特定生産販売等量のうち購入された指定石油製品を原料として製造された指定石油製品の数量

三 特定の石油精製業者から継続的に購入した指定石油製品のうち当該石油精製業者が輸入したもの（以下「特定輸入製品」という。）を届出月の前月中に販売した品種別の数量（第一条に掲げる指定石油製品ごとの数量をいう。以下同じ。）に、特定輸入製品のうち指定石油製品及び脱硫用酸素等以外の物品の

製造のための原料として届出月の前月中に使用した品種別の数量（当該物品の製造工程において指定石油製品が副生された場合にあつては、当該副生された品種別の数量を控除した数量。以下「特定輸入使用量」という。）を加算した数量（以下「特定輸入販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 特定輸入販売等量のうち特定石油製品の品種別の数量

ロ 特定輸入販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された品種別の数量を控除した数量

ハ 特定輸入販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ニ 特定輸入販売等量のうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ホ 特定輸入販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

四 自ら輸入した原油の届出月の前月の販売量に自ら輸入した原油のうち届出月の前月中に指定石油製品の製造工程において製造した指定石油製品の原料以外のために使用した数量を加算した数量から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 届出月の前月中に石油精製業者等に対して販売した原油のうち石油精製業者等が指定石油製品の製造のために使用した数量

ロ 潤滑油等製造業者に潤滑油等の製造のための原料として届出月の前月中に販売した原油の数量

ハ 潤滑油等の製造のための原料として届出月の前月中に使用した原油の数量

ニ 石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として届出月の前

月中に販売した原油（第一号りに規定する原油に限る。以下この号において同じ。）の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された原油の数量のうち当該石油化学製品製造業者が指定石油製品の製造工程において製造した指定石油製品の原料として使用したものの数量以外の数量を控除した数量

ホ 石油化学製品の製造のための原料として届出月の前月中に使用した原油の数量のうち製造した石油化学製品の数量に相当する原料として使用したものの数量及び当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの数量

五 届出月の前月の指定石油製品の輸入量から次に掲げる数量を合計した数量を控除した指定石油製品の品種別の数量

イ 届出月の前月中に輸入した特定石油製品の品種別の数量

ロ 届出月の前月に輸入した指定石油製品のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された品種別の数量

ハ 届出月の前月中に輸入した指定石油製品であつて潤滑油等の製造のための原料として使用した品種別の数量のうち製造される潤滑油等の数量に相当する原料として使用したものの品種別の数量及び当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの品種別の数量

ニ 届出月の前月中に輸入した指定石油製品のうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ホ 届出月の前月中に輸入した指定石油製品であつて石油化学製品の製造のための原料

として使用したナフサ、灯油及び軽油のうち製造した石油化学製品の数量に相当する原料として使用したものの数量並びに当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの数量

六 届出月の前月に製造した指定石油製品であつて特定の石油精製業者又は特定石油販売業者に継続的に販売した指定石油販売業者が販売した石油精製業者又は特定石油販売業者が販売したものの数量に当該石油精製業者又は特定石油販売業者の特定生産使用量を加算した数量（以下「生産販売先販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 生産販売先販売等量のうち国産原油を原料として製造した指定石油製品の数量

ロ 生産販売先販売等量のうち輸出力と輸出を目的として販売された数量とを合計した数量

ハ 生産販売先販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売された指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量

ニ 生産販売先販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用された指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ホ 生産販売先販売等量のうち石油化学製品の製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ト 生産販売先販売等量のうち購入した指定石油製品を原料として製造した指定石油製品の数量

七 届出月の前月に輸入した指定石油製品であつて特定の石油精製業者又は特定石油販売業者に継続的に販売した指定石油販売業者が販売したものの品種別の数量に当該石油精製業者又は特定石油販売業者の特定輸入使用量を加算した数量（以下「輸入販売先販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 輸入販売先販売等量のうち特定石油製品の品種別の数量

ロ 輸入販売先販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

ハ 輸入販売先販売等量のうち石油化学製品の製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として使用された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

ホ 輸入販売先販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

九 次条の規定に基づき算定される石油基準準備蓄量

十 第十二条第二項第二号に規定される原油をもつて指定石油製品に代える場合においては、その換算の方式

第九條 法第五条第一項の石油基準準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者にあつては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲

七 届出月の前月に輸入した指定石油製品であつて特定の石油精製業者又は特定石油販売業者に継続的に販売した指定石油販売業者が販売したものの品種別の数量に当該石油精製業者又は特定石油販売業者の特定輸入使用量を加算した数量（以下「輸入販売先販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 輸入販売先販売等量のうち特定石油製品の品種別の数量

ロ 輸入販売先販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

ハ 輸入販売先販売等量のうち石油化学製品の製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として使用された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

イ 輸入販売先販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

ロ 輸入販売先販売等量のうち石油化学製品の製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として使用された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

ハ 輸入販売先販売等量のうち石油化学製品の製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として使用された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

ニ 生産販売先販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用された指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ホ 生産販売先販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ト 生産販売先販売等量のうち購入した指定石油製品を原料として製造した指定石油製品の数量

九 次条の規定に基づき算定される石油基準準備蓄量

十 第十二条第二項第二号に規定される原油をもつて指定石油製品に代える場合においては、その換算の方式

第九條 法第五条第一項の石油基準準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者にあつては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲

る数量を合計した数量から第七号に掲げる数量を控除した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、特定石油販売業者にあつては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、石油輸入業者にあつては第一号に掲げる指定石油製品の数量、第五号に掲げる指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量とする。）を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除した数量とする。ただし、次項の規定により当該数量が変更された場合には、当該変更後の数量をもつて法第五条第一項の石油基準準備蓄量とする。

一 その者に係る前条第二項第一号に掲げる数量に七十を乗じて得られる数量

二 その者に係る前条第二項第二号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量

三 その者に係る前条第二項第三号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量

四 その者に係る前条第二項第四号に掲げる数量に七十を乗じて得られる数量

五 その者に係る前条第二項第五号に掲げる数量に七十を乗じて得られる数量

六 その者に係る前条第二項第六号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量

七 その者に係る前条第二項第七号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量

八 届出月の直前の十二箇月中に石油化学製品の原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量

九 第五号から前号までに掲げるもののほか、指定石油製品の輸送、貯蔵等に伴つて届出月の直前の十二箇月中に減少した指定石油製品の数量その他の第一号から第四号までに掲げる数量から控除することが適当と認められる指定石油製品の数量

第十條 法第五条第二項に規定する届出月の直前の十二箇月の我が国の石油の消費量は、第一号から第五号までに掲げる数量を合計した数量から、第五号から第九号までに掲げる数量を合計した数量を控除して算定するものとする。

一 国産原油以外の原油を原料として届出月の直前の十二箇月中に製造された指定石油製品の数量

二 届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の輸入量から特定石油製品の輸入量を控除した数量

三 輸入された原油のうち届出月の直前の十二箇月中に指定石油製品、潤滑油等又は石油化学製品の製造のための原料以外のために使用された数量

四 届出月の直前の十二箇月の開始の日に指定石油製品の製造、販売又は輸入の事業を行う者が保有していた指定石油製品の数量を合計した数量

五 届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の輸出力から特定石油製品の輸出力を控除した数量

六 届出月の直前の十二箇月の終了の日に第四号に規定する者が保有していた指定石油製品の数量を合計した数量

七 第四号に規定する者が燃料用、洗じよう用途その他これらに準ずる用途に供するため届出月の直前の十二箇月中に消費した指定石油製品の数量

八 届出月の直前の十二箇月中に石油化学製品の原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量

九 第五号から前号までに掲げるもののほか、指定石油製品の輸送、貯蔵等に伴つて届出月の直前の十二箇月中に減少した指定石油製品の数量その他の第一号から第四号までに掲げる数量から控除することが適当と認められる指定石油製品の数量

第十條 法第五条第二項に規定する届出月の直前の十二箇月の我が国の石油の消費量は、第一号から第五号までに掲げる数量を合計した数量から、第五号から第九号までに掲げる数量を合計した数量を控除して算定するものとする。

第十一條 法第六条第一項の規定による石油の保有は、次の各号に掲げる場所においてしなければならないものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第一項に規定する製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は同項ただし書の規定により所轄消防長若しくは消防署長の承認に係る場所

二 本邦内の船舶（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条に規定する海域を通過したことが衛星航法装置により認められ、かつ、我が国に陸揚げされることが確実なものに限る。第二十四条において同じ。）

三 貨車

四 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第二条第二項に規定する石油パイプライン

第十條 法第五条第二項に規定する届出月の直前の十二箇月の我が国の石油の消費量は、第一号から第五号までに掲げる数量を合計した数量から、第五号から第九号までに掲げる数量を合計した数量を控除して算定するものとする。

第十一條 法第六条第一項の規定による石油の保有は、次の各号に掲げる場所においてしなければならないものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第一項に規定する製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は同項ただし書の規定により所轄消防長若しくは消防署長の承認に係る場所

二 本邦内の船舶（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条に規定する海域を通過したことが衛星航法装置により認められ、かつ、我が国に陸揚げされることが確実なものに限る。第二十四条において同じ。）

三 貨車

四 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第二条第二項に規定する石油パイプライン

(原油の数量の指定石油製品の数量への換算の方式)

第十二条 法第六条第二項前段の規定により原油をもつて指定石油製品に代えることができる場合は、緊急時において石油基準備蓄量の石油を供給できる場合とする。

2 法第六条第二項後段に規定する換算の方式は、次のとおりとする。ただし、法第八条第二項の規定により確認を受けている二以上の石油精製業者等は、その指定石油製品に代えて保有した原油を合計した数量が次の各号の方式で換算された指定石油製品に代えることができる。原油の数量の合計した数量以下である限りにおいて、原油をもつて指定石油製品に代えることができる。

一 原油をもつて石油精製業者等が製造した指定石油製品に代える場合においては、原油一キロリットルをもつて指定石油製品〇・九五キロリットルに換算するものとする。

二 原油をもつて石油精製業者等が輸入した指定石油製品に代える場合においては、緊急時において石油基準備蓄量の石油を供給できる範囲内で法第五条第一項により当該石油精製業者等が届け出た方式とする。

第十三条 法第七条第一項の申出をしようとする者は、様式第三による申出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(石油基準備蓄量の減少の承認の申請) 第十四条 法第八条第一項の承認を受けようとする者は、様式第四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、その石油基準備蓄量を増加することとなる他の石油精製業者等が増加する石油の種類、数量及び増加する期間について同意していることを証する書類を添付しなければならない。

(取引関係)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する取引関係にある石油精製業者等(法第八条第二項の規定による確認を受けているものを除く)は、同項の確認を受けることができるものとする。一 当該二以上の石油精製業者等が石油(石油ガスを除く。以下この条において同じ)の生産、販売、購入、貯蔵、輸送その他の事業の全部又は一部を共同して行うこと。

二 二の石油精製業者等の場合において、一の石油精製業者等が他の石油精製業者等に継続的に石油を販売していること。

三 三以上の石油精製業者等の場合において、当該三以上の石油精製業者等が次のイからハまでのいずれかに規定する関係にあること。イ 一の石油精製業者等が当該三以上の石油精製業者等のうち当該一の石油精製業者等以外のもののそれぞれに、継続的に石油を販売していること。

ロ 一の石油精製業者等が当該三以上の石油精製業者等のうち当該一の石油精製業者等以外のもののそれぞれから、継続的に石油を購入していること。

ハ 当該三以上の石油精製業者等が石油の供給に関し相互に密接な関係にある場合において、当該三以上の石油精製業者等のうち二以上の石油精製業者等が、第一号、前号、イ又はロに規定する関係にあり、かつ、当該三以上の石油精製業者等のうち当該二以上の石油精製業者等以外のものそれぞれと、直接又は間接に、第一号、前号、イ又はロに規定する関係にあること。

(確認の申出) 第十六条 法第八条第二項の確認を受けようとする者は、様式第五による申出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、各石油精製業者等の間の取引関係を証する書類その他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

(取引関係の変更の届出等) 第十七条 法第八条第二項の規定による確認を受けている石油精製業者等の間の取引関係の変更があつたときは、当該石油精製業者等は、遅滞なく、様式第六による届出書を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該変更後の取引関係が第十五条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その届出をした石油精製業者等に、その旨の通知をするものとする。

第十八条

法第八条第二項の規定による確認を受けている石油精製業者等は、その確認を受けていないこととしようとするときは、様式第七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、その届出に係る確認を受けていないこととする予定年月日以後当該石油精製業者等は、当該確認を受けていないものとする。

(命令発動の要件) 第十九条 経済産業大臣は、法第九条第一項本文に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第二項の規定による命令をすることができるものとする。

一 連続する七回の第三十五条第二項第一号に規定する各測定日に係る同号に規定する平均石油保有量が石油基準備蓄量を下回つており、又は連続する七回の同号に規定する測定日の間において石油保有量が石油基準備蓄量を下回つている期間が相当の割合以上を占めていること。

二 石油保有量が石油基準備蓄量を相当程度下回つている場合において、当該石油精製業者等に係る石油の購入の計画、購入した石油の輸送の計画等を勘案し、相当と認められる期間内に法第六条第一項の規定に従つて石油を保有するに至ることが困難であると認められること。

第三節 石油ガスの備蓄 第二十條 法第十条第一項の経済産業省令で定める者は次のとおりとする。

一 届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入実績を有するもの(経済産業大臣(国家備蓄石油に係る事業を行う場合に限る。)を除く。)

二 前号に掲げるもののほか、過去前号に該当したものであつて、届出月の前月に保有すべき石油ガスの量が法第十条第一項の規定により算定されているもの(経済産業大臣(国家備蓄石油に係る事業を行う場合に限る。)を除く。)

(石油ガス基準備蓄量等の届出) 第二十一条 法第十条第一項の規定による届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出しなければならない。

2 法第十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 届出月の前月の石油ガスの輸入量から次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち輸出し、又は輸出することを目的として販売したものの数量を合計した数量
ロ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち石油化学製品製造業者に対して石油化学

製品の製造のための原料として販売したものの数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生される指定石油製品及び石油ガスの数量に相当する原料として使用された石油ガスの数量を控除した数量
ハ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち石油化学製品の製造のための原料として使用したものの数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生される指定石油製品及び石油ガスの数量に相当する原料として使用した石油ガスの数量を控除した数量

二 次条第二項の経済産業大臣の認定に基づく石油ガス基準備蓄量の算定に際し参考とした事項

三 次条の規定に基づき算定される石油ガス基準備蓄量
(石油ガス基準備蓄量の算定) 第二十二条 法第十条第一項の石油ガス基準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の前条第二項第一号に掲げる数量を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除し、これに四十を乗じて得られる数量とする。ただし、次項の規定により当該数量が変更された場合には、当該変更後の数量をもつて法第十条第一項の石油ガス基準備蓄量とする。

2 備蓄の増強のための石油ガスの輸入その他経済産業大臣が適当と認められた場合には、石油ガス輸入業者は、前項本文の規定により得られた数量を変更することができるものとする。

3 石油ガス輸入業者は、前項の規定により第一項本文の規定により得られた数量を変更しようとするときは、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(我が国の石油ガスの輸入量の算定方法) 第二十三条 法第十条第二項に規定する届出月の直前の十二箇月の我が国の石油ガスの輸入量は、第一号及び第二号に掲げる数量を合計した数量から、第三号から第六号までに掲げる数量を合計した数量を控除して算定するものとする。

一 届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入量
二 届出月の直前の十二箇月の開始の月において各石油ガス輸入業者が保有しなければならぬ石油ガスの数量を合計した数量

一 届出月の前月の石油ガスの輸入量から次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量
イ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち輸出し、又は輸出することを目的として販売したものの数量を合計した数量
ロ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち石油化学製品製造業者に対して石油化学

製品の製造のための原料として販売したものの数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生される指定石油製品及び石油ガスの数量に相当する原料として使用された石油ガスの数量を控除した数量
ハ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち石油化学製品の製造のための原料として使用したものの数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生される指定石油製品及び石油ガスの数量に相当する原料として使用した石油ガスの数量を控除した数量

二 次条第二項の経済産業大臣の認定に基づく石油ガス基準備蓄量の算定に際し参考とした事項

石油ガスの備蓄

第二十條 法第十条第一項の経済産業省令で定める者は次のとおりとする。

一 届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入実績を有するもの(経済産業大臣(国家備蓄石油に係る事業を行う場合に限る。)を除く。)

三 届出月の直前の十二箇月中に輸入した石油ガスのうち輸出した数量

四 届出月において各石油ガス輸入業者が保有しなければならぬ石油ガスの数量を合計した数量

五 届出月の直前の十二箇月中に石油化学製品の原料として使用された石油ガスの数量

六 第三号から前号までに掲げるもののほか、石油ガスの輸送、貯蔵等に伴つて届出月の直前の十二箇月中に減少した石油ガスの数量その他の第一号及び第二号に掲げる数量から控除することが適当と認められる石油ガスの数量

(石油ガスの保有の方法)

第二十四条 法第十一条第一項の規定による石油ガスの保有は、次の各号に掲げる場所においてしなければならないものとする。

一 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の製造の許可に係る事業所

二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項に規定するガス工作物

三 電気事業法(昭和二十九年法律第七十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作物

四 本邦内の船舶

五 貨車

(取引関係)

第二十五条 石油ガスの販売、購入、貯蔵、輸送その他の事業の全部又は一部を共同して行う取引関係にある二以上の石油ガス輸入業者(法第十一条第二項において準用する法第八条第二項の規定による確認を受けているものを除く。)は同項の確認を受けることができるものとする。

(準用等)

第二十六条 第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条及び第十九条の規定は、石油ガス輸入業者に準用する。この場合において、第十三条の見出し、第十四条及び第十九条中「石油基準準備蓄量」とあるのは「石油ガス基準準備蓄量」と、第十三条中「法第七条第一項」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第七条第一項」と、第十四条第一項中「法第八条第一項」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第八条第一項」と、同条第二項、同条第三項、同条第四項及び同条第五項中「石油ガス」とあるのは「石油ガス保有量」と、同条第六項中「石油」とあるのは「石油ガス」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第十一条第一項」と読み替えるものとする。

第三項、第十八条並びに第十九条第二号中「石油精製業者等」とあるのは「石油ガス輸入業者」と、第十六条第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項中「法第八条第二項」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第八条第二項」と、第十九条中「法第九条第一項本文」とあるのは「法第十二条第一項本文」と、同条第一号中「第三十五条第二項第一号」とあるのは「第三十五条第二項第二号」と、「平均石油保有量」とあるのは「平均石油ガス保有量」と、同条第一号及び第二号中「石油保有量」とあるのは「石油ガス保有量」と、同条第二号中「石油」とあるのは「石油ガス」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第十一条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 災害時石油供給連携計画の届出等(災害時石油供給連携計画を作成する地域)

第二十六条の二 法第十三条第一項の経済産業省令で定める地域は、次の表のとおりとする。

区分	区域
第一地域	北海道
第二地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
第三地域	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
第四地域	新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県
第五地域	山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
第六地域	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
第七地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
第八地域	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
第九地域	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
第十地域	沖縄県

(特定石油精製業者等の要件等)

第二十六条の三 法第十三条第一項の経済産業省令で定める貯蔵能力は、権原に基づいて利用できたる指定石油製品の貯蔵施設の貯蔵能力(複数の石油精製業者等がその権原に基づいて利用できる指定石油製品の貯蔵施設にあつては、当該貯蔵施設の貯蔵能力を当該複数の石油精製業者等の数で除して得た貯蔵能力)が、二キロリットルであることとする。

2 法第十三条第一項の経済産業省令で定める要件は、第八条第二項第一号中「石油精製業者等の委託を受けた製造した指定石油製品の数量を除き、他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。」を「他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。」と読み替えた場合に過去三年間において法第五条第一項の規定により経済産業大臣に届け出た各月の石油基準準備蓄量(第九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに係るものに限る。以下この項において同じ。)が、当該月の全ての石油精製業者等の石油基準準備蓄量を合計した数量のおおむねパーセント以上であることとする。

第二十六条の四 法第十三条第四項前段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、同条第二項の規定による告示が行われた日から起算して二月以内に、様式第七の二による届出書を提出しなければならない。

2 法第十三条第四項後段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、変更後遅滞なく、様式第七の三による届出書を提出しなければならない。

(災害時石油供給連携計画の記載事項)

第二十六条の五 法第十三条第五項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 経済産業省その他関係機関との連絡に関する事項

二 法第二十九条の規定に基づき国家備蓄石油(指定石油製品に限る。以下この号において同じ。)の管理の委託を受けた特定石油精製業者等にあつては、当該国家備蓄石油を管理する貯蔵施設及び油種別の貯蔵量に関する事項

三 災害時石油供給連携計画を実施するための訓練に関する事項

(災害時石油供給連携計画を作成する地域)

第二十六条の六 法第十四条第一項の経済産業省令で定める地域は、次の表のとおりとする。

区分	区域
第一地域	北海道
第二地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

第三地域 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県
千葉県 東京都 神奈川県 新潟県
富山県 石川県 岐阜県 愛知県
三重県

第四地域 福井県 滋賀県 京都府 大阪府
兵庫県 奈良県 和歌山県

第五地域 鳥取県 島根県 岡山県 広島県
山口県

第六地域 徳島県 香川県 愛媛県 高知県

第七地域 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県
大分県 宮崎県 鹿児島県

第八地域 沖縄県

一 次のイ、ロ又はハのいずれかに該当すること。

イ 石油ガス基準準備蓄量がおおむね五万トン以上の石油ガス輸入業者であること。

ロ 年間おおむね五万トン以上の石油ガスを販売している石油販売業者(石油ガスの販売を行う事業を行う者に限る。ハにおいて同じ。)であること。

ハ イ又はロに該当する者と資本関係、人的関係等を有する石油販売業者であつて、第二十六条の六の表に定める地域に石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場を設置している石油販売業者であること。

二 我が国における災害の発生により第二十六条の六の表に定める地域への石油ガスの供給が不足する事態が生じた場合において当該地域への石油ガスの安定的な供給の確保に資する見込みが十分であると認められること。

(災害時石油ガス供給連携計画の届出)

第二十六条の七 法第十四条第一項の経済産業省令で定める貯蔵能力は、二十トンとする。

2 法第十四条第一項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

区分	区域
第三地域	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県
第四地域	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
第五地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
第六地域	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
第七地域	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
第八地域	沖縄県

2 法第十四条第四項後段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、変更後遅滞なく、様式第七の四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第十四条第四項後段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、変更後遅滞なく、様式第七の四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

式第二十二の十又は様式第二十二の十一による報告書の提出を命ずるものとする。
 3 経済産業大臣は、前二項の報告を求める必要がなくなつたと認めるときは、直ちに、その旨を告示するものとする。
 (生産予定量等の報告)

第三十四条の四 石油業者(石油販売業者(特定石油販売業者を除く。))を除く。は、前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われる日までの間において、次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じて、同表の第二欄に掲げる事項について、同表の第三欄に掲げる時期に、同表の第四欄に掲げる様式の報告書を提出しなければならない。

第一欄		第二欄		第三欄		第四欄	
石油製業者							
毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画							
毎週土曜日から土曜日(前条第一項の告示が行われた日の属する週にあつては、告示が行われた日から当該週の土曜日。以下この表において同じ。)までの石油輸入実績							
様式第二十二の十							

石油販売業者又は石油輸入業者

毎週土曜日の油槽所等石油製品・半製品在庫量	毎週土曜日の油槽所等石油製品・半製品在庫量	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	毎週土曜日から土曜日(前条第一項の告示が行われた日の属する週にあつては、告示が行われた日から当該週の土曜日。以下この表において同じ。)までの石油輸入実績						
様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十

石油製業者		石油製業者		石油製業者		石油製業者		石油製業者		石油製業者	
毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画											
毎週土曜日から土曜日(前条第一項の告示が行われた日の属する週にあつては、告示が行われた日から当該週の土曜日。以下この表において同じ。)までの石油輸入実績											
様式第二十二の十											

2 経済産業大臣は、前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われる日までの間において、石油の安定

的な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、石油業者に通知して、第一項の規定に基づく報告よりも詳細な報告をさせることができる。
 3 前項の規定は、前条第二項の規定による告示をした場合に準用する。この場合において、「石油業者」とあるのは「石油業者又は石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するもの」と、「第一項の規定に基づく」とあるのは「前条第二項の規定に基づく」と読み替へるものとする。
 (変更報告)
第三十四条の五 石油業者又は石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するものは、第三十四条の三又は前条の規定により提出した報告書の記載事項に変更があつたときは、速やかに、変更に係る事項を経済産業大臣に報告しなければならない。
第七章 雑則
第七節 生産量等の届出
第三十五条 法第三十六条の規定による指定石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量の届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出しなければならない。
2 法第三十六条の経済産業省令で定める事項は、石油精製業者等にあつては第一号に掲げる事項、特定石油精製業者等にあつては第二号に掲げる事項、石油ガス輸入業者にあつては第三号に掲げる事項とする。
 一 届出月の前月の、十五日及び末日(以下「測定日」という。)における石油(石油ガスを除く。以下この項において同じ。)保有量及び平均石油保有量(各測定日及び当該測定日の直前の測定日における石油保有量を合計した数量を二で除して得られる数量をいう。以下同じ。)その他の備蓄状況に関する事項
 二 届出月の前月の測定日における石油の貯蔵施設の貯蔵能力及び貯蔵量その他の施設の能力に関する事項
 三 届出月の前月の測定日における石油ガス保有量及び平均石油ガス保有量(各測定日及び当該測定日の直前の測定日における石油ガス保有量を合計した数量を二で除して得られる数量をいう。以下同じ。)その他の備蓄状況に関する事項

3 前項に掲げる事項の届出は、届出月の末日までに、様式第二十三による届出書を提出してしなければならない。

(石油輸入業者に係る承継の届出)

第三十六条 法第三十七条第二項の規定により石油輸入業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第二十四による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の事業の全部を譲り受けて石油輸入業者の地位を承継したものにあっては、様式第二十五による書面及び事業の全部の譲り渡しがあつたことを証する書面

二 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、様式第二十六による書面及び戸籍謄本

三 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものであつては、様式第二十七による書面及び戸籍謄本

四 法第三十七条第一項の規定により合併によつて石油輸入業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書

五 法第三十七条第一項の規定により分割によつて石油輸入業者の地位を承継した法人にあっては、様式第二十八による書面及びその法人の登記事項証明書

六 石油輸入業者の地位を承継した者（地位を承継した者が法人である場合においてはその法人及びその法人の役員を含む。）が法第九十九条第一項第二号から第六号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第十により作成しなければならない。

2 前項第六号に規定する法第九十九条第一項第二号から第六号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第十により作成しなければならない。

(技術的読替等)

第三十七条 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した者（第二項に規定するものを除く。）に関する法第五十条第一項の規定の適用については、同項中「その月（以下この項において「届出月」という。）の」とあるのは「届出月の前月の第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した日以後

における」と、「を経済産業大臣」とあるのは「並びに届出月の前月の当該承継の日前におけるその者及び譲渡人、被相続人、合併により消滅した法人又は分割をした法人たる石油輸入業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

2 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した者のうち当該承継の日前において石油輸入業者に該当しないもの及び合併により設立された法人であるものに関する法第五十条第一項の規定の適用については、同項中「その月（以下この項において「届出月」という。）の」とあるのは「届出月の前月の第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した日以後における」と、「を経済産業大臣」とあるのは「及び届出月の前月の当該承継の日前における譲渡人、被相続人又は合併により消滅した法人たる石油輸入業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

第三十八条 法第三十八条第一項の経済産業省令で定めるものは、第七号第一号又は第四号に該当するものとする。

第三十九条 法第三十八条第二項の規定により石油精製業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第二十九による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の事業の全部を譲り受けて石油精製業者の地位を承継したものにあっては、様式第三十による書面及び事業の全部の譲り渡しがあつたことを証する書面

二 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、様式第三十一による書面及び戸籍謄本

三 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものであつては、様式第三十二による書面及び戸籍謄本

四 法第三十八条第一項の規定により合併によつて石油精製業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書

五 法第三十八条第一項の規定により分割によつて石油精製業者の地位を承継した法人にあ

つては、様式第三十三による書面及びその法人の登記事項証明書

(技術的読替等)

第四十条 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した者（第二項に規定するものを除く。）に関する法第五十条第一項の規定の適用については、同項中「その月（以下この項において「届出月」という。）の」とあるのは「届出月の前月の第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した日以後における」と、「を経済産業大臣」とあるのは「並びに届出月の前月の当該承継の日前におけるその者及び譲渡人、被相続人、合併により消滅した法人又は分割をした法人たる石油精製業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

2 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した者のうち当該承継の日前において石油精製業者に該当しないもの及び合併により設立された法人であるものに関する法第五十条第一項の規定の適用については、同項中「その月（以下この項において「届出月」という。）の」とあるのは「届出月の前月の第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した日以後における」と、「を経済産業大臣」とあるのは「及び届出月の前月の当該承継の日前における譲渡人、被相続人又は合併により消滅した法人たる石油精製業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

第四十一条 前三条については特定石油販売業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

第三十条 法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第一項	第三十条 法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第一項
第三十条 法第三十八条第二項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第二項	第三十条 法第三十八条第二項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第二項
第三十条 法第三十八条第三項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第三項	第三十条 法第三十八条第三項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第三項

第三十条 法第三十八条第一項

第三十条 法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第一項	第三十条 法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第一項
第三十条 法第三十八条第二項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第二項	第三十条 法第三十八条第二項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第二項
第三十条 法第三十八条第三項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第三項	第三十条 法第三十八条第三項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第三項

者等 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油備蓄状況届出様式に記録すべき事項

十一 法第三十六条の規定による経済産業大臣への備蓄状況の届出をしようとする石油ガス輸入業者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス備蓄状況届出様式に記録すべき事項

十二 法第三十二条第一項の規定により経済産業大臣に必要な情報の報告をしようとする石油業者（石油販売業者（特定石油販売業者を除く。）を除く。） 第一項の経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な報告様式に記録すべき事項

附則

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 昭和五十一年度における石油備蓄目標の策定に関する第六条の規定の適用については、同条中「毎年度、四月三十日」及び「当該年度の四月三十日」とあるのは、「昭和五十一年六月三十日」とする。

附則（昭和五十二年二月一〇日通商産業省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十二年二月一日通商産業省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十四年二月一四日通商産業省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年二月一四日通商産業省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年六月二九日通商産業省令第三八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、昭和五十六年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 昭和五十六年度における石油ガスに係る石油備蓄目標の策定に関する第六条の規定の適用については、同条中「毎年度、四月三十日」及び「当該年度の四月三十日」とあるのは、「昭和五十六年九月三十日」とする。

2 昭和五十五年の我が国の石油ガスの輸入量の算定に関する第十九条の六の規定の適用につ

ては、同条第二号を「二 昭和五十四年における各石油ガス輸入業者の石油ガスの輸入量に三百六十五分の五を乗じて得た数量を合計した数量」とする。

附則（昭和五十七年三月一三日通商産業省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十八年三月一四日通商産業省令第七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十九年三月一四日通商産業省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年三月一四日通商産業省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年二月一三日通商産業省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年一〇月二八日通商産業省令第五七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年二月一三日通商産業省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年二月二日通商産業省令第一七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年二月一三日通商産業省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年二月八日通商産業省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年二月一三日通商産業省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年三月二九日通商産業省令第一六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成四年二月一四日通商産業省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年二月一五日通商産業省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年二月一四日通商産業省令第六号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成五年の石油ガスの輸入量等の届出に関する第十九条の三の規定の適用については、同条第二項第一号及びハ中「控除した数量」とあるのは、「控除した数量に、二分の一を乗じて得られる数量」とする。

2 平成五年の我が国の石油ガスの輸入量の算定方法に関する第十九条の六の規定の適用については、同条第五号中「数量」とあるのは、「数量に二分の一を乗じて得られる数量」とする。

附則（平成七年一〇月三一日通商産業省令第九三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。ただし、第八条、第九条、第十条、第十九条の三、第十九条の四、第十九条の五、第二十一条及び第二十一条の二並びに附則第二条の規定は、平成八年二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成八年二月に届け出なければならない石油ガス以外の石油の生産量等又は石油ガスの輸入量等についての改正後の石油備蓄法施行規則第八條及び第十九條の三の規定の適用については、これらの規定中「前月」とあるのは、「直前の十二箇月」とする。

附則（平成九年三月二六日通商産業省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄
この省令は、平成十年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一二年九月二九日通商産業省令第一八六号）
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年三月二九日経済産業省令第九九号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附則（平成一三年一二月二一日経済産業省令第二九号）
この省令は、石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十四年一月一日）から施行する。

附則（平成一四年四月二四日経済産業省令第七七号）
この省令は、平成十四年四月二十六日から施行する。

附則（平成一五年二月三日経済産業省令第九号）
この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附則（平成一五年三月一四日経済産業省令第二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四〇号）
この省令は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年三月二六日経済産業省令第三六号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二十四条第三号の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）
この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成一八年四月二八日経済産業省令第六三号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一九年一二月二八日経済産業省令第七八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年七月六日経済産業省令第五二号）
この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及

び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附 則（平成二十四年一〇月三十一日経済産業省令第八一号）

この省令は、災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。ただし、第三十五条の改正規定中「第一号に掲げる事項」の下に「特定石油精製業者等」を加える部分及び「第二号に掲げる事項」を加える部分並びに「第二号」を「第三号」に改める部分並びに同項第二号を第三号とし、同項第一号の次に第二号を加える改正規定は平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月二三日経済産業省令第二七号）

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年一二月四日経済産業省令第八六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月七日経済産業省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」と

いう。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和五年一二月二八日経済産業省令第六三三号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

様式第1（第8条、第21条、第35条関係）

様式第1（第8条、第21条、第35条関係）
様式第1（第8条、第21条、第35条関係）
様式第1（第8条、第21条、第35条関係）

Table with 3 columns: 項目 (Item), 内容 (Content), 備考 (Remarks). It lists various items related to the implementation of the laws mentioned in the text, such as '電気事業法施行規則の改正関係' and '電気事業法施行規則の改正関係'.

様式第2 (第9条、第22条関係) (印字用紙用紙・A4用紙、縦向き用紙) (印字用紙用紙)

高専授業量の減少に関する申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 姓 名
氏 名
〒 〇〇〇〇〇〇
住 居
〒 〇〇〇〇〇〇
住 居

右記の申請書の提出に際しては、当該申請書の提出に際しては、申請書第3項(第22条第3項)の規

- 1. 高専授業量の減少に関する申請書
- 2. 高専授業量の減少に関する説明書
- 3. 高専授業量の減少に関する資料

備考 用紙の大きさ、日本縦向き、日本縦向き A4 となります。

様式第3 (第13条関係) (印字用紙用紙・A4用紙、縦向き用紙) (印字用紙用紙)

高専授業量減少申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 姓 名
氏 名
〒 〇〇〇〇〇〇
住 居
〒 〇〇〇〇〇〇
住 居

年 月の高専授業量について右記の申請書の提出に際しては、申請書第1項(第13条第1項)の規

- 1. 高専授業量の減少に関する申請書
- 2. 高専授業量の減少に関する説明書

備考 用紙の大きさ、日本縦向き、日本縦向き A4 となります。

様式第4 (第14条関係) (印字用紙用紙・A4用紙、縦向き用紙) (印字用紙用紙)

高専授業量の減少に関する申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 姓 名
氏 名
〒 〇〇〇〇〇〇
住 居
〒 〇〇〇〇〇〇
住 居

年 月の高専授業量の減少について右記の申請書の提出に際しては、申請書第1項(第14条第1項)の規

- 1. 高専授業量の減少に関する申請書
- 2. 高専授業量の減少に関する説明書

備考 用紙の大きさ、日本縦向き、日本縦向き A4 となります。

様式第5 (第16条関係) (印字用紙用紙・A4用紙、縦向き用紙) (印字用紙用紙)

高専授業量の減少に関する申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 姓 名
氏 名
〒 〇〇〇〇〇〇
住 居
〒 〇〇〇〇〇〇
住 居
上記の者の代表者 姓 名
氏 名
〒 〇〇〇〇〇〇
住 居

右記の申請書の提出に際しては、当該申請書の提出に際しては、申請書第1項(第16条第1項)の規

- 1. 高専授業量の減少に関する申請書
- 2. 高専授業量の減少に関する説明書

備考 用紙の大きさ、日本縦向き、日本縦向き A4 となります。

様式第12 (第29条関係) (申請書中の「名称、申請書中の「代表者名」・「代表者住所」)
 (申請書中の「名称」)

登録番号	年 月 日
代表者住所	
登録番号	

石 油 輸 入 業 界 団 体 連 合

年 月 日

届出書 送付、住所
 (法人に代わって、代表者の住所)
 在 所

石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法の概要により、下記のとおり編纂されます。

届出事項	
届出年月日	
届出の理由	

備考 1 用紙の大きさ、日本標準規格A4とする。
 2 印刷の単位は、縦横10センチ。
 3 届出事項の欄は、縦横10センチ(縦横)以内の大きさとする。変更した事項を記載すること。

様式第13 (第30条関係) (申請書中の「名称、申請書中の「代表者名」・「代表者住所」)
 (申請書中の「名称」)

登録番号	年 月 日
代表者住所	
登録番号	

石 油 輸 入 業 界 団 体 連 合

年 月 日

届出書 送付、住所
 (法人に代わって、代表者の住所)
 在 所

石油輸入業者として、石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法の概要により編纂されます。

届出事項	
届出年月日	
届出の理由	

備考 1 用紙の大きさ、日本標準規格A4とする。
 2 印刷の単位は、縦横10センチ。

様式第14 (第32条関係) (申請書中の「名称、申請書中の「代表者名」・「代表者住所」)
 (申請書中の「名称」)

登録番号	年 月 日
代表者住所	
登録番号	

石 油 輸 入 業 界 団 体 連 合

年 月 日

届出書 送付、住所
 (法人に代わって、代表者の住所)
 在 所

石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法の概要により編纂されます。

1	法人の事業内容の概要	(届出事項)
2	石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法及び編纂能力	電話番号 () ー
3	石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法及び編纂能力	電話番号 () ー
4	石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法及び編纂能力	電話番号 () ー
5	石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法及び編纂能力	電話番号 () ー

備考 1 用紙の大きさ、日本標準規格A4とする。
 2 「石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法及び編纂能力」の欄は、縦横10センチに記述すること。
 3 石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法及び編纂能力は、1日の活動内容400ワードを単位として、届出書中の石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法及び編纂能力に記載すること。
 4 石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法及び編纂能力は、石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法及び編纂能力に記載すること。

石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法及び編纂能力	電話番号 () ー
石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法及び編纂能力	電話番号 () ー
石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法及び編纂能力	電話番号 () ー

備考 1 用紙の大きさ、日本標準規格A4とする。
 2 「石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法及び編纂能力」の欄は、縦横10センチに記述すること。

様式第20 (第34条関係)

様式第20 (第34条関係) (付随書附録・通関、付随書附録・付随書附録・付随書附録)
 (一) 受取書

石油ガス輸入課関税課長宛書

年 月 日

経済産業大臣 閣下

届出者 姓名、名称
 (法人に於ては、代表者の氏名)
 姓 名
 姓 名

石油ガス輸入課全体のとりまわり(以下)にて、石油の積荷の積荷簿に關する記録簿の添付し様を規定により、履行します。

1. 添付事項物の所在地 (積荷番号)	電話番号 ()
2. 石油ガス輸入課全体の 取寄積荷の名称(品名)及び 数量	
3. 事業開始予定年月日	

備考 月収の欠付は、日本税関課長A 4とする。

様式第21 (第34条関係)

様式第21 (第34条関係) (付随書附録・通関、付随書附録・付随書附録・付随書附録)
 (一) 受取書

石油ガス輸入課関税課長宛書

年 月 日

経済産業大臣 閣下

届出者 姓名、名称
 (法人に於ては、代表者の氏名)
 姓 名
 姓 名

石油の積荷の積荷簿に關する記録簿の添付し様を規定により、物の上取り履行
 します。

取寄事項	
取寄者	
取寄地	
取寄(予定)年月日	
取寄の理由	

備考 1. 月収の欠付は、日本税関課長A 4とする。
 2. 取寄事項の欄には、取寄品名(品名)及び数量(数量)を記載する。取寄する事項は記載すること。
 3. 取寄品名(品名)及び数量(数量)は、取寄品名(品名)及び数量(数量)を記載する欄に、
 「取寄年月日」を「取寄予定年月日」とすること。

様式第22 (第34条関係)

様式第22 (第34条関係) (付随書附録・通関、付随書附録・付随書附録・付随書附録)
 (一) 受取書

石油ガス輸入課関税課長宛書

年 月 日

経済産業大臣 閣下

届出者 姓名、名称
 (法人に於ては、代表者の氏名)
 姓 名
 姓 名

石油ガス輸入課全体のとりまわり(以下)にて、石油の積荷の積荷簿に關する記録簿の添付し
 様を規定により、履行します。

取寄年月日	
取寄の理由	

備考 月収の欠付は、日本税関課長A 4とする。

様式第22の2 (第34条の3関係)

様式第22の2 (第34条の3関係) (付随書附録・通関、付随書附録・付随書附録・付随書附録)
 (一) 受取書

取寄事項	
取寄者	
取寄地	
取寄(予定)年月日	
取寄の理由	

備考 月収の欠付は、日本税関課長A 4とする。

様式第22の4(第34条の3関係)・第1表 (Print用紙)・電算・電算標準(1)・一般用紙
石造建築業者等の製造所及び自働機等石造出賃表(ランクローリ)

Table with columns for company name, address, and various financial metrics. Includes a small table for reporting period (年月日).

Table with columns for company name, address, and various financial metrics.

様式第22の4(第34条の3関係)・第2表 (Print用紙)・電算・電算標準(1)・一般用紙
石造建築業者等の製造所及び自働機等石造出賃表(ドラム缶等)

Table with columns for company name, address, and various financial metrics. Includes a small table for reporting period (年月日).

様式第22の4(第34条の3関係)・第3表 (Print用紙)・電算・電算標準(1)・一般用紙
石造建築業者等の製造所及び自働機等石造出賃表(安庫出賃等)

Table with columns for company name, address, and various financial metrics. Includes a small table for reporting period (年月日).

様式第26 (第36条関係) (行: 国連本部・経済・社会理事会/ 年: 平成26年/ 号: 労働部第1号(労働部))
 石川輸入業者委託証明書

最終請求大臣 閣 記帳者の氏名
 姓 名

次のとおり、右海輸入業者を委託する石川輸入業者を委託することに関する事項を記載し、提出します。

記帳者の氏名及び住所	
記帳者の国籍	
石川輸入業者の委託開始日及び委託終了日	
委託期間の年月日	

備考 1 期限の満了日は、日本国憲法第44条による。
 2 記帳者は、石川輸入業者の委託を委託する者として委託された者以外の個人を委託する。

様式第27 (第36条関係) (行: 国連本部・経済・社会理事会/ 年: 平成26年/ 号: 労働部第1号(労働部))
 石川輸入業者委託証明書

最終請求大臣 閣 記帳者の氏名
 姓 名

次のとおり、石川輸入業者について情報が多量に発生したことを証明します。

記帳者の氏名及び住所	
記帳者の国籍	
石川輸入業者の委託開始日及び委託終了日	
委託期間の年月日	

備考 1 期限の満了日は、日本国憲法第44条による。
 2 記帳者は、本人以上のことを証明する。

様式第28 (第36条関係) (行: 国連本部・経済・社会理事会/ 年: 平成26年/ 号: 労働部第1号(労働部))
 石川輸入業者委託証明書

最終請求大臣 閣 記帳者の氏名
 姓 名

受託者 姓 名、住所
 (個人にあっては、代表者の氏名)
 姓 名

委託者 姓 名、住所
 (個人にあっては、代表者の氏名)
 姓 名

次のとおり情報に基づいて石川輸入業者の委託が委託されたことを証明します。

記帳者の氏名及び住所	
委託期間の年月日	

備考 1 期限の満了日は、日本国憲法第44条による。

様式第29 (第39条関係) (行: 国連本部・経済・社会理事会/ 年: 平成26年/ 号: 労働部第1号(労働部))
 石川輸入業者委託証明書

最終請求大臣 閣 記帳者の氏名
 姓 名

受託者 姓 名、住所
 (個人にあっては、代表者の氏名)
 姓 名

石川輸入業者の委託に関する石川輸入業者の委託の委託により、次のとおり証明します。

委託期間の年月日	
記帳者の氏名、住所及び住所	
委託期間	
石川輸入業者の委託開始日及び委託終了日	
委託期間の年月日	

備考 1 期限の満了日は、日本国憲法第44条による。
 2 「労働部第1号(労働部第1号)」の委託、委託期間(委託期間)に規定する日数を計算する。

様式第30 (第39条関係) (行内閣府令(第14号)で定められた様式) (第39条関係(一)関係)

石油精製事業委託契約書

年月日

最終請求大口 欄 譲り渡した者 欄 債権 債権 債権
 債権 債権
 (法人にあっては、代表者の氏名)
 債権 債権
 譲り受けた者 欄 債権 債権
 債権 債権
 (法人にあっては、代表者の氏名)
 債権 債権
 (法人にあっては、代表者の氏名)

次のとおり、右債権譲渡の事業の全部の譲り渡しが完了したことを証明します。

譲り渡した者の譲渡年月日	
譲渡した年月日	

備考 1 用語の定義は、日本企業法第4条とする。

様式第31 (第39条関係) (行内閣府令(第14号)で定められた様式) (第39条関係(一)関係)

石油精製事業委託契約書

年月日

最終請求大口 欄 債権者の氏名 債権 債権
 債権

次のとおり、右債権譲渡を譲り渡した権利を譲渡したことを証明します。

譲渡した者の氏名及び住所	
譲渡した譲渡年月日	
石油精製事業委託契約を承継した者及び住所	
債権譲渡の年月日	

備考 1 用語の定義は、日本企業法第4条とする。
 2 証明事項、本人以上とする。

様式第32 (第39条関係) (行内閣府令(第14号)で定められた様式) (第39条関係(一)関係)

石油精製事業委託契約書

年月日

最終請求大口 欄 債権者の氏名 債権 債権
 債権

次のとおり石油精製事業について譲渡が完了したことを証明します。

譲渡した者の氏名及び住所	
譲渡した譲渡年月日	
石油精製事業委託契約を承継した者及び住所	
債権譲渡の年月日	

備考 1 用語の定義は、日本企業法第4条とする。
 2 証明事項、本人以上とする。

様式第33 (第39条関係) (行内閣府令(第14号)で定められた様式) (第39条関係(一)関係)

石油精製事業委託契約書

年月日

最終請求大口 欄 債権譲渡 債権 債権 債権
 債権 債権
 (法人にあっては、代表者の氏名)
 債権 債権 債権
 承継者 債権 債権
 債権 債権
 (法人にあっては、代表者の氏名)
 債権 債権
 (法人にあっては、代表者の氏名)

次のとおり分別によって石油精製事業の事業の承継が完了したことを証明します。

承継者の譲渡年月日	
承継の年月日	

備考 1 用語の定義は、日本企業法第4条とする。

様式第34（第41条関係）

様式第34（第41条関係）（付随書類①～④、付随書類⑤～⑧）
 特定非営利活動促進法第34条第1項第2号

年月日

経理部長大田 博
 役名
 氏名
 住所
 代表者（氏名）
 氏名
 住所

右記の簿籍（簿籍）に基づき右添付書類①～④を提出し、提出書類①～④に基づき申請する旨を記載する旨の届出を提出し、次のとおり届出を行います。

承認年月日	
認定者の氏名、住所又は氏名 住所	
認定者の住所	
認定者の住所	
認定者の住所	
認定者の住所	

備考 1 届出の大半は、日本国籍者であることとする。
 2 添付書類①～④は、提出書類①～④に基づき、提出書類①～④に基づき提出する書類であることとする。

様式第35（第41条関係）

様式第35（第41条関係）（付随書類①～④、付随書類⑤～⑧）
 特定非営利活動促進法第35条第1項第2号

年月日

経理部長大田 博
 議決した者
 議決した者
 氏名
 住所
 代表者（氏名）
 氏名
 住所
 議決した者
 議決した者
 氏名
 住所
 代表者（氏名）
 氏名
 住所

次のとおり、特定非営利活動促進法第35条第1項第2号に基づき申請することを確認します。

議決した者の氏名	
議決した者の住所	

備考 1 届出の大半は、日本国籍者であることとする。
 2 添付書類①～④は、提出書類①～④に基づき、提出書類①～④に基づき提出する書類であることとする。

様式第36（第41条関係）

様式第36（第41条関係）（付随書類①～④、付随書類⑤～⑧）
 特定非営利活動促進法第36条第1項第2号

年月日

経理部長大田 博
 起請者の氏名
 氏名
 住所

次のとおり、特定非営利活動促進法第36条第1項第2号に基づき申請することを確認します。

起請者の氏名及び住所	
起請者の住所	
起請者の住所	
起請者の住所	
起請者の住所	

備考 1 届出の大半は、日本国籍者であることとする。
 2 添付書類①～④は、提出書類①～④に基づき、提出書類①～④に基づき提出する書類であることとする。

様式第37（第41条関係）

様式第37（第41条関係）（付随書類①～④、付随書類⑤～⑧）
 特定非営利活動促進法第37条第1項第2号

年月日

経理部長大田 博
 起請者の氏名
 氏名
 住所

次のとおり、特定非営利活動促進法第37条第1項第2号に基づき申請することを確認します。

起請者の氏名及び住所	
起請者の住所	
起請者の住所	
起請者の住所	
起請者の住所	

備考 1 届出の大半は、日本国籍者であることとする。
 2 証明番号、P人としてすること。

様式第38 (第41条関係) (付随書類1-25号、付随書類11-9号並同封一併提出)
 石炭石油電気事業法第37条第1項第2号
 石炭石油電気事業法第37条第1項第2号

届出書 届出者 様名、住所、氏名
 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)
 住所
 届出書 届出者 様名、住所、氏名
 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)
 住所

次のとおり申請により、所定石炭石油電気事業者の事業の全部の承認が与えられたことと認めます。

承認書の発付年月日
届出書の発付年月日

備考 1 届出の大きさは、日本郵便規格A4とする。

様式第39 (第41条関係) (付随書類1-25号、付随書類11-9号並同封一併提出)
 石炭石油電気事業法第37条第1項第2号
 石炭石油電気事業法第37条第1項第2号

届出書 届出者 様名、住所、氏名
 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)
 住所

石炭石油電気事業者の承認等に際する石炭石油電気事業者の承認が与えられたことと認めます。

承認書の発付年月日
届出書の発付年月日

備考 1 届出の大きさは、日本郵便規格A4とする。
 2 「事業所の承認書の届出書」の欄は、届出の届出書に別添で提出する事業所の承認書の届出書に別添で提出すること。

様式第40 (第41条関係) (付随書類1-25号、付随書類11-9号並同封一併提出)
 石炭石油電気事業法第37条第1項第2号
 石炭石油電気事業法第37条第1項第2号

届出書 届出者 様名、住所、氏名
 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)
 住所
 届出書 届出者 様名、住所、氏名
 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)
 住所

次のとおり、石炭石油電気事業者の承認等に際する石炭石油電気事業者の承認が与えられたことと認めます。

届出書の発付年月日
届出書の発付年月日

備考 1 届出の大きさは、日本郵便規格A4とする。

様式第41 (第41条関係) (付随書類1-25号、付随書類11-9号並同封一併提出)
 石炭石油電気事業法第37条第1項第2号
 石炭石油電気事業法第37条第1項第2号

届出書 届出者 様名、住所、氏名
 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)
 住所

次のとおり、石炭石油電気事業者の承認等に際する石炭石油電気事業者の承認が与えられたことと認めます。

届出書の発付年月日

備考 1 届出の大きさは、日本郵便規格A4とする。
 2 届出届出、届出の届出書の届出書を承認する届出書として提出された届出書の届出書に別添で提出すること。

